

学生会員に関する日本海洋学会会則の改正についての意見募集

2022年11月17日

日本海洋学会

現在、学生会員の年会費は、学部学生、大学院学生、研究生とも一律で6,000円と定められており、高校生が入会する場合は通常会員と扱われます。また、一部の大学・教育機関では、学生の学会年会費を公費から支出可能ですが、滞納金については対象となっていないため、学生会員資格が自動継続され、滞納金が発生した場合、支払いに問題が生じます。これらの問題について、会員から改善を求める意見が寄せられました。幹事会内ワーキンググループ、幹事会、評議員会での議論を経て、日本海洋学会会則のうち、学生会員に関する部分の改正案として下記のような提案を考えました。

今後は、日本海洋学会会員の皆様からのご意見を募集し、それらを反映させた形で、2023年度春季評議員会、総会での審議を予定しています。

つきましては、下記改正案について、ご意見を募集しますので、ご意見のある方は下記フォームより2023年1月6日（金）までにお知らせください。

(アンケートフォーム) <https://forms.gle/HSy3LD2xdTUDzAyd8>

【改正案】

現行：

第6条本会の会員は海洋学に関心を持ち、本会の趣旨に賛成する者とする。会員を分けて次の6種とする。

1. 通常会員会費年額金11,000円を納める者。ただし年度の初めに満65歳以上の者については会費年額金8,000円とする。
2. 学生会員学部学生・大学院学生・研究生で会費年額金6,000円を納める者。

改正案：

第6条本会の会員は海洋学に関心を持ち、本会の趣旨に賛成する者とする。会員を分けて次の6種とする。

1. 通常会員会費年額金11,000円を納める者。ただし年度の初めに満65歳以上の者については会費年額金8,000円とする。
2. 学生会員大学院学生・研究生・大学学部学生、及びこれに准ずると幹事会が承認した者で会費年額金4,000円を納める者。ただし、2年分の会費、または3年分の会費を一括で納入しようとする場合には、それぞれ、会費を6,000円、または9,000円に減額とする。

【運用】

会則に明記しない運用部分については以下のような運用を想定しています。

フォームアドレスを入力する予定

- ・ 学生会員ではない大学学部学生、及びこれに准ずると大会実行委員会が承認した者については、従来通り秋季大会へのイベント参加を認める。
- ・ 学生会員として申請する者が学生であることの確認は、指導教員、もしくはこれに准ずる者が行う。
- ・ 学生会員は、自動更新とはせず、会費前納が確認されない場合、ニュースレターの送付は止め、会員資格の自動停止を行う。
- ・ 2年分一括納入、3年分一括納入した場合で、期間内に学生資格を失った場合、一般会員会費との差額を納めることで、一般会員の資格を得ることができる。差額を納めず且つ退会もしない場合は、会員資格の自動停止を行う。

【WG で検討された基本方針】

参考のため、幹事会内ワーキンググループで議論し、まとめた方向性を以下に示します。

1. 会員種別を増やすと管理が煩雑になるため、学生会員は一つの種別にした方が良い。
2. 高校生・学部生の会費引き下げには賛成する（高校生はこれまで通り会員種別には入れずにイベント参加とすればよい。学部生も大会参加は無料となっている大会が多い。ただし、入会を希望する高校生・学部生は学生会員として受け入れる）。
3. 日本海洋学会が、海洋学に関心を持つ会員が海洋学の進歩普及を図ることを目的として集う学会である性質を考えると、学生会員も会費を納め相互扶助すべき。ただし、学生が入りやすい環境を整えることも必要なため、4,000円程度までの引き下げは検討に値する。
4. 他学会と比較して低い学生会員率を改善するためには、会費引き下げだけでなく、日本海洋学会に入会することによるメリットを学会の内外にアピールすべき（会員になることで受けるサービスなどをリスト化し理解しやすくする）。
5. 学生会員の滞納金が発生しないよう自動更新されないような制度設計にすべき。
6. 加えて、現実的な運用が可能であれば、2年パック割引、3年パック割引など、修士あるいは博士の期間継続して活動できる料金体系を導入することが望ましい。

以上